

○ 開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>A 基本ガイドライン (大量保有報告書の非縦覧書類)</p> <p>4-4 法第27条の28第3項の規定により公衆の縦覧に供しないこととされる事項(株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第36号)第一号様式「第2 提出者に関する事項」中「1 提出者(大量保有者) / 1」の「(7) 保有株券等の取得資金」の「③ 借入先の名称等」)を記載した大量保有報告書(法第27条の23第1項及び第27条の26第1項の規定による大量保有報告書をいう。)若しくは変更報告書(法第27条の25第1項及び第27条の26第2項の規定による変更報告書をいう。)又はこれらの訂正報告書(以下4-4において「大量保有報告書等」という。)を提出する場合(開示用電子情報処理組織を使用しないで提出する場合を除く。)には、あらかじめ当該大量保有報告書等を提出すべき財務局長又は福岡財務支局長に連絡した上で、操作説明書に規定する手順に従い入力するものとする。</p> | <p>A 基本ガイドライン (大量保有報告書の非縦覧書類)</p> <p>4-4 法第27条の28第3項の規定により公衆の縦覧に供しないこととされる事項(株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第36号)第一号様式「第2 提出者に関する事項」中「1 提出者(大量保有者) / 1」の「(6) 保有株券等の取得資金」の「③ 借入先の名称等」)を記載した大量保有報告書(法第27条の23第1項及び第27条の26第1項の規定による大量保有報告書をいう。)若しくは変更報告書(法第27条の25第1項及び第3項並びに第27条の26第2項の規定による変更報告書をいう。)又はこれらの訂正報告書(以下4-4において「大量保有報告書等」という。)を提出する場合(開示用電子情報処理組織を使用しないで提出する場合を除く。)には、あらかじめ当該大量保有報告書等を提出すべき財務局長又は福岡財務支局長に連絡した上で、操作説明書に規定する手順に従い入力するものとする。</p> |